

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

津田小学校長 永井 武

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について（お知らせ）

日頃は、本校教育にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様もご存じの通り令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類」に移行しました。このことを受けて、学校での対応は以下のようなものとなりますのでお知らせいたします。

（1）感染者の出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は、「発症した日を0（ゼロ）日とし、後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすることといたします。

（2）濃厚接触者の取扱について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていたご家族や友人等についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこととなりました。

（3）感染が不安で学校を休ませたい場合の出欠の取扱について

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、感染予防のため他に手段がない場合、感染が不安で休ませたいとご相談があつた児童については、これまでと同様欠席とせず、「出席停止」として扱うことといたします。

（4）休日・夜間等に感染が判明したときの対応について

休日・夜間等に感染が判明した場合にご家庭から徳島市役所（休日・夜間連絡先）への電話連絡をお願いしてきましたが、今後は後日、津田小学校までご連絡いただくようお願いいたします。

なお、今後もご家庭ではお子様の健康観察を行い、発熱やのどの痛み、せき等普段と異なる症状がある場合には無理をせずに休みをとって自宅で休養してください。